

講演レジュメ

日本国憲法九条が世界を動かす

——危機の中でこそ九条の思想を——

小森陽一「九条の会」事務局長（東京大学教授）

I 「100年に一度」の経済危機と資本主義システムの崩壊の中での「戦前責任」

- ① リーマン・ブラザーズの破綻から始まった、金融恐慌が意味するもの
- ② ビッグ・スリーの経営破綻に象徴される、20世紀資本主義システムの崩壊
- ③ かつての恐慌は、戦争への道を進んだ（第一次・第二次世界大戦）
- ④ 同じ道を拒むためには、日本国憲法九条の思想が不可欠

II 2009年の憲法九条をめぐる状況

- ① アフガニスタンへの自衛隊派遣の策動と安倍・福田による連続的政権投げ出し
- ② オバマ新大統領の下でのアフガニスタン政策
- ③ 国連安保理決議があれば自衛隊を戦場に派遣していいのか
- ④ 2008年「4.17名古屋高裁判決」の意義と新たな解釈改憲——ソマリア派遣

III 九条問題を歴史的にとらえ直す

- ① 朝鮮戦争と日本の再軍備
- ② 自衛隊の創設と自由民主党の解釈改憲
- ③ 湾岸戦争と小沢一郎の解釈改憲
- ④ 小泉政権下の自衛隊派遣と政界再編

IV 日本国憲法九条が世界を動かす

- ① アメリカの単独行動路線の終焉
- ② 六ヶ国協議の目的は朝鮮戦争の講和条約を結ぶこと
- ③ 東アジアにおける多国間安全保障の可能性
- ④ 九条を守り生かすことで核兵器廃絶の展望を切りひらく

国際連合憲章 (1945年)

第1条

国際連合の目的は、次のとおりである。

国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。

(以下略)

第2条

この機構及びその加盟国は、第1条に掲げる目的を達成するに当っては、次の原則に従って行動しなければならない。

この機構は、そのすべての加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている。

(中略)

すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない。

すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

すべての加盟国は、国際連合がこの憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合の防止行動又は強制行動の対象となっているいかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならない。

この機構は、国際連合加盟国でない国が、国際の平和及び安全の維持に必要な限り、これらの原則に従って行動することを確保しなければならない。

(以下略)

第33条

いかなる紛争でもその継続が国際の平和及び安全の維持を危うくする虞のあるものについては、その当事者は、まず第一に交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。

安全保障理事会は、必要と認めるときは、当事者に対して、その紛争を前記の手段によって解決するように要請する。

第 39 条

安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第 41 条及び第 42 条に従っていかなる措置をとるかを決定する。

第 41 条

安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。

第 42 条

安全保障理事会は、第 41 条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

第 43 条

国際の平和及び安全の維持に貢献するため、すべての国際連合加盟国は、安全保障理事会の要請に基づき且つ 1 又は 2 以上の特別協定に従って、国際の平和及び安全の維持に必要な兵力、援助及び便益を安全保障理事会に利用させることを約束する。この便益には、通過の権利が含まれる。

前記の協定は、兵力の数及び種類、その出動準備程度及び一般配置並びに提供されるべき便益及び援助の性質を規定する。

前記の協定は、安全保障理事会の発議によって、なるべくすみやかに交渉する。この協定は、安全保障理事会と加盟国との間又は安全保障理事会と加盟国群との間に締結され、且つ、署名国によって各自の憲法上の手続きに従って批准されなければならない。

第 51 条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基づく権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

